

平成 27 年 8 月 12 日

大阪戦略調整会議  
会長 今井 豊 様

## 大阪戦略調整会議について（意見）

大阪戦略調整会議（以下、「大阪会議」という。）の開催にあたり、8月4日付けで会長に提出させて頂いた自民党系3会派の申入れに対して、8月6日付けで橋下市長より意見が出されている。その内容については、大阪会議の円滑な開催を妨げるものとなっており、相変わらずの対立の構図を作り出すものとなっていることから、下記の通り、意見を申し述べる。

### 記

#### 1 違法再議について

地方自治法 176 条 4 項に基づく違法再議については、一般に、義務的再議とされており、市長が違法と判断した場合には、再議に付す法的な義務を負うものであるが、市長の主張はこの義務的再議という趣旨に反するものである。

すなわち、仮に市長がいうように「大阪会議を進める中で、憲法 92 条の趣旨に悖る看過できない事態が生じれば、違法再議の可能性も否定できない」のであれば、条例は、違法にとどまらず、憲法に反する運用を許容しているという意味で非常に重大な瑕疵を有するものとなるから、市長が真にそのような運用の可能性があると考えているのであれば、ただちに再議に付す法的な義務が生じるはずである。にもかかわらず、市長は、ただちに違法再議を行わず、運用によっては違法再議の可能性があると主張するにとどめているが、大阪会議の議事進行などが自らの意に沿わない場合に違法再議という対抗手段を確保しておこう、という狙いを持っていることが明らかである。このような運用は、裁量の余地のない義務である違法再議という制度を自らの裁量で自由に使える権利として行使しようとするもので、地方自治法の趣旨に反するものである。

【参考】地方自治法 176 条 4 項

普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

## 2 規約案修正について

市長は、憲法 92 条や二元代表制の趣旨に加え、会議の運営に関する基本事項や会議における議題の選定や協議順位は会議の根幹にかかる重要事項であることを理由として、我々が提案した規約案の修正を否定する。

しかしながら、報道では橋下市長、松井知事は、規約の議論はいったん棚上げにしたうえで、会長の議事整理権のもと、議題の選定、優先順位を決定しようとしているとのことである。

会長の権限で議題の選定、優先順位を決定することとすれば、維新の会の利益のために恣意的な運用がなされることは、法定協議会における会長の恣意的な議事運営をみれば明らかである。

したがって、市長は、二元代表、団体自治などを理由にそれぞれの団体、首長、議会の意見を尊重しろと主張しているが、実態は、議題の選定や協議順位の決定について、他会派や堺市長の意見を無視して、会長の独断により、維新の会の利益に沿う形で進めようとしているものに他ならない。

主導権争いをしているかの様に受け止められる状況から脱却し、円滑で前向きな議論を進める為に、まずは、会議運営のルールを定めるために、全体の過半数で規約を定める必要がある。

なお、維新、自民、公明、共産、ソレイユなどすべての会派が単独で過半数を確保できておらず、過半数の賛成を得るためには、複数の会派が賛成する必要があることから、全体の過半数での決定が、事実上維新のみの独断となる会長の独断での決定よりも民主的な運用であることは明白である。

## 3 代表者会議について

代表者会議の設置について、事前に同意したものではない、などと主張し、自ら同意もしていない資料を職員が勝手に提出したといわんばかりであるが、このような理屈が通るのであれば、大阪会議の資料に限らず、今後、「大阪市」が役所として作成したすべての資料や処分について、市長が同意しているわけではないからその内容がひっくり返る可能性がある、ということになる。

市長が、代表者会議は首長・議員の合同会議であると考えているのであれば、事務局としてその案を提出すればいいだけの話であり、わざわざ別の案を提出したうえで、第一回会議の場で突然その案をひっくり返すというのは、あえて大阪会議を紛糾させようとしていたとしか思えない。

自由民主党・無所属 大阪府議会議員団 花谷 充愉  
自由民主党・市民クラブ大阪市議員団 柳本 顕  
自由民主党・市民クラブ 西村 昭三